

令和6年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和6年9月30日（月） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 10号 令和5年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 2 議案第 11号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 3 議案第 12号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 4 議案第 13号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 5 議案第 14号 令和5年度中川村水道事業決算認定について  
 日程第 6 議案第 15号 令和5年度中川村下水道事業決算認定について  
 日程第 7 陳情第 8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書  
 日程第 8 発議第 10号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について  
 日程第 9 発議第 11号 国の地方公共団体に対する指示権は附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを求める意見書の提出について  
 日程第 10 議員派遣について  
 日程第 11 委員会閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊  
 2番 松村利宏  
 3番 中塚礼次郎  
 4番 長尾和則  
 5番 桂川雅信  
 6番 山崎啓造  
 7番 島崎敏一  
 8番 大島歩  
 9番 大原孝芳  
 10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- |        |      |                 |      |
|--------|------|-----------------|------|
| 村長     | 宮下健彦 | 副村長             | 富永和夫 |
| 教育長    | 片桐俊男 | 総務課長            | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊  | 住民税務課長<br>会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長          | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長 | 宮崎朋実 | リニア対策室長         | 小林好彦 |
| 教育次長   | 上山公丘 | 代表監査委員          | 岡田俊彦 |
| 監査委員   | 大原孝芳 |                 |      |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 松澤清隆  
 書記 座光寺てるこ

# 令和6年9月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

令和6年9月30日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第10号 令和5年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第11号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第12号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第13号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第14号 令和5年度中川村水道事業決算認定について

日程第6 議案第15号 令和5年度中川村下水道事業決算認定について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は去る10日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 (松村 利宏) 令和5年度決算特別委員会審査報告を行います。

9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第10号 令和5年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、9月13日17日18日19日の4日間にわたり役場第1・第2委員会室におきまして委員全員出席の下、関係課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

なお、非常に項目数が多いので、各係とも最初の1つのみの報告とさせていただきます。

総務課財政係、「ふるさと応援寄附金の財源とした地域づくりの基金活用事業は住民の方に周知しているか」という問いに「住民に対して広報紙等への掲載をしていない」という回答でした。

総務係、「若手職員の研修に関しては役場内で報告会などを行っているか」という問いに対し「職員向け報告会を開催し、グループから施設の状況とか、村にどのように生かしているかなど、報告の機会を設けている」という回答でした。

危機管理室、「防犯対策費のうち特殊詐欺等被害防止対策機器設置補助金が6件ある。4年度から始まっているが、増えたのか」という問いに対して「令和4年度は年

度途中の事業実施ということで周知が十分できなかった。広報、ホームページ、防犯女性部の皆様、総代会で説明し、去年より増えている」という回答でした。

地域政策課むらづくり係、「お試し協力隊事業というものがコロナ禍により中止となったが、昨年より今年度にかけての状況はどうか」という問いに対し「お試し協力隊事業に対しては、昨年度から今年度について、まだ計画ができていません。各担当課の方から、どういった人材が欲しいなど、地域おこし協力隊の活用自体ができていないので精査しながら進めます」という回答でした。

土地政策係、「空き家等活用促進事業補助金の内訳では、昨年度と比較すると6件から9件に増えていて評価できる。この補助金の利用件数に関する見解、今後の考えは」という問いに対して「補助金の活用をしていただいて空き家の売却や貸出しが進むことはよいことだと思う。村内の各地区にある空き家をさらに活用できるように、次期の目標はもう少し上を目指すような形で設定をする」という回答でした。

DX推進係、「機器のネットワークはとても難しくて分かりにくい。どのような運用を行うための役割、目的でネットワークを入れているか整理してもらいたい」という問いに対して「技術も日進月歩で進んでいる中で、正直、難しい。分かりやすく係のほうで資料を作ります。簡単に言うと、L GWAN系は官公庁専用の回線でセキュリティが高いため、インターネットとは別にするよう国から指示が来ている。中川村の場合はシンクライアントシステムで、明確にカードで分けている。また、グーグル・ワークスペースというものを導入している」という回答でした。

住民税務課住民係、「婚姻届55件のうち14件が増えたことは非常にいい傾向かと思えます。理由は何か」「戸籍は、根拠地でなくても、全国でどこでも提出できます。過去のデータは令和5年55件、令和4年41件、令和3年70件、令和2年64件。最近ではコロナも落ち着いてきて平均的になってきています」という回答でした。

税務係、「固定資産税地番図及び評価関連データ作成等業務委託は統合型GISと連動しているか」という問いに対して「そうなります。GISについては、統合型ということで、中川村全体として既に稼働しています。固定資産のGISについては、今後の導入予定になります。令和8年に行政全体の標準化を行いますので、それに向けての準備ということになっています」という回答でした。

土地調査係、「土地情報管理システム保守業務とシステムリースの2つある。多分、同じ国土情報開発相手だと思うが、リース料の中に保守業務は入っていないか」という問いに対して「リース料は機械のシステムのリース料、保守はメンテナンス保守で、別の部分でそれぞれ契約となっています」という回答でした。

会計室、審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

議会事務局、審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

産業振興課農政係、「カラス捕獲数が令和4年度と比較するとマイナス3羽となっている。去年の決算審査のときに拡充すると言っていたが、状況は」という問いに対して「実績が上がっていない。移動式のカラス捕獲おりを西原のところに3基置いてあるが稼働していない。カラスを捕るためにはおとりのカラスを中に入れるのが一番

有効なため、伊那市の方からカラスをもらうことも含め、冬に向けて実績を出していきたい」という回答でした。

耕地林務係、「多面的機能支払交付金事業の長寿命化については、5年間の最終年度で、残金が残った場合に返金になるとのことだが、実際に返金があったのか」という問いに対して「美里地区で長寿命化の工事を行う予定で交付金をもらっていたが、できなかったため、200万円程度を令和6年度で返金するという事で予算化しています」という回答でした。

交流センター、「つくっちゃオの機器の管理は滞りなくされているか」という問いに対して「専門的な知識をお持ちの個人の方に委託して機械等の管理をしている。少しの機械の不具合であれば修理をしてもらえるため継続していきたい」という回答でした。

商工観光係、「特産品等創出支援事業補助金については、令和4年度はもう少し件数があった記憶があるが、減少した原因は何か」という問いに対して「二、三件の相談があったが、実際の申請に至ったのが1件のみだったというふうに聞いています」という回答でした。

建設環境課建設係、「大草活性化がなくなり、石神のミニパークの管理を三共地区でできると思うが、どうか」という問いに対して「大草活性化がないので、今後どのように管理していくかを課題としている。今、三共地区で可能性があるとの前向きな話を伺ったので、詳細について詰めて地元と検討していきたい」という回答でした。

環境係、「集合住宅の共用部の清掃業務は、サンライズ中田島のみ共用部分の清掃委託をしているのか」という問いに対して「集合住宅は村に3棟あり、アルプスハイツ中組、サンライズ中田島、パークハウス滝戸の共用部分の清掃委託はローテーションして3年で回るように実施しており、令和5年度がサンライズ中田島でした」という回答でした。

水道係、「浄化槽の設置率が71.4%になっている。合併浄化槽を設置していない方は今どういう状態になっているか」という問いに対して「基本的には単独浄化槽で処理していると思います。ただ、それはトイレのみなので、トイレ以外のところは河川に流しているという可能性もあります」という回答でした。

保健福祉課社会福祉係、「生活保護世帯への扶助費331万2,000円は村から支出しているのか」という問いに対して「生活保護費は県の支出で、県からは出ていません」という回答でした。

子育て支援係、「つどいの広場事業は利用者が昨年より大幅に増えています。現状はどうか」という問いに対して「土日祝日は村外の子育て支援センターが閉所しているため、土日の利用が非常に多いと聞いています」という回答でした。

保育所、「自然保育山整備の予算の内訳は」という問いに対して「当初予算は片桐保育園10万円、みなかた保育園15万円でしたが、枯損木があり山整備ができないため、補正予算により46万円となりました」という回答でした。

保健医療係、「緑内障を早期発見するため、眼科健診を特定健診の中に入れてもらい

たいが、どうか」という問いに対して「特定健診の中で眼底検査は40歳～74歳の方が受けられるようになっていきます」という回答でした。

リニア対策室、「表土をはぎ取った後に農業ができるか試験を実施したか」という問いに対して「令和3年度に圃場試験工事で土壌成分調査を行い、重金属等は含まれていませんでした。その翌年、お米を作り、成分調査をし、中身に重金属が含まれていないことを確認しました」という回答でした。

教育委員会総務学校係、「地域未来塾事業で事業費が昨年より17万5,320円減っている理由は」という問いに対して「児童生徒は人数的に増えているが、支援員の人数が昨年度より減っているため金額に影響しています」という回答でした。

社会教育係、「放課後子ども教室の通学合宿中止の理由は」という問いに対して「昨年度は、コロナが5類になったのが5月の連休のため、コロナの影響で泊まりをやめることで中止にしており、検討が進まなかった」という回答でした。

以上、審査のほどよろしく申し上げます。

続いて国民健康保険事業特別会計、9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第11号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月18日、役場第1・第2委員会室において委員全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

「特定健診の受診率が50.1%で、令和5年度が極端に下がった原因は何か」という問いに対して「国保加入者の人数自体が減っています。65歳以上の方が国保で働いていて受診率が下がってきているので、アプローチしていくことを考えています」という回答でした。

以上、審議のほどよろしくお願いいいたします。

介護保険事業特別会計、9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第12号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月18日、役場第1・第2委員会室において委員全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしくお願いいいたします。

後期高齢者医療特別会計、9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第13号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月18日、役場第1・第2委員会室において委員全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしくお願いいいたします。

水道事業会計、9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第14号 令和5年度中川村水道事業決算認定について、9月17日、役場第1・第2委員会室において委員全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告します。

意見「有収率が令和4年度も前年度と比べて下がっていて、令和5年度はさらに下がっている。有収率を上げるためには漏水を早く見つけて修繕をすることに尽きる。飯島町、大鹿村と共同で購入した機械を使用して漏水を見つけることを実施したほうがよいと思う」。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

下水道事業会計、9月10日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第15号 令和5年度中川村下水道事業決算認定について、9月17日、役場第1・第2委員会室において委員全員出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○3 番 (中塚礼次郎) 令和5年度の決算認定について賛成の立場で討論を行います。

コロナ感染症が5類に移行され、感染予防体制を取りながら、あらゆる物価高騰による厳しい経済状況の中、村民生活、経済活動の回復と第6次総合計画の着実な実践を各分野で目指しての一年となりました。

令和5年度のポイントとなる子育て家庭全力応援関連各種事業、天竜川流域治水事業、小和田地籍土地改良整備事業、鳳来沢川護岸周辺整備事業、2025年カーボンニュートラル区域施策編策定事業、新たな学校づくり事業など、大型事業への取組、また総合計画目標、10年後を目指し、それぞれの分野で取組が進められていることを確認いたしました。

着実な計画実践と村民生活防衛に向け、行政一丸での事業展開を引き続き期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、これから行う各決算の採決は起立によって行います。

まず議案第10号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]

全員賛成です。したがって、議案第10号は認定することに決定しました。

次に議案第11号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第11号は認定することに決定しました。

次に議案第12号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第12号は認定することに決定しました。

次に議案第13号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第13号は認定することに決定しました。

次に議案第14号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第14号は認定することに決定しました。

次に議案第15号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

○議 長 [賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第15号は認定することに決定しました。

日程第7 陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) 9月10日の本会議において厚生文教委員会に付託されました陳情第8号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、9月12日、委員全員出席の下、慎重に審査をいたしましたので、ここに報告いたします。

陳情の趣旨は、政府は看護師や介護職などの2024年の診療報酬、介護報酬、障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した評価料や加算を盛り込んだものの、実際の診療報酬のベア評価料や介護報酬の新加算はその目標に到底及んでいないこと、病院と診療所や介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、医療や介護の法人では賃上げの評価料や加算を見送る事業所が出ており、結果的に2.5%のベースアップどころかケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっていること、現在の医療・介護現場では退職者が増加し入職者が減少する事態が全国各地で広がっており、その背景には過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があること、政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、全てのケア労働者の処遇改善につながる施策を実効性を伴う形で実施すること、上記の理由から以下の内容の意見書を国に対して提出していただきたいとして、1、医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につながるよう政府の責任において全額公費による追加の賃上げ支援策を実行することという内容でした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は「6月5日、衆議院厚生労働委員会において介護従事者の処遇改善の検討を政府に求める決議が与党を含め全会一致で採択されており、この決意では、介護・障害福祉サービスを担う優れた人材の確保、定着をより一層促進しサービス提供体制を整備するため、介護・障害福祉従事者の処遇改善について検討し、必要があれば処置を講じるとしており、国の責任で早期に処遇改善を行うべきである」「自分の母親もお世話になっており、ありがたく感じている。この仕事の大変さを感じています。陳情には賛成します」「大変な現場ということはよく分かる。政府は賃上げの必要性を言うのであれば施策に反映すべきである。介護の現場は特に手厚く見てやらないといけないのではないか」「介護、医療など、ケア労働者は現代の日本社会において欠かすことのできない仕事や職業。しかし、他産業と比べて低賃金の現状では、仕事の大変さの割にやりがいが感じにくいのではないか。せつかく思いを持って就職された人が継続できずに辞められてしまう実態はもったいない」といったものでした。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○7 番 (島崎 敏一) 私はこの陳情書に賛成の立場で討論に参加します。

前回の議会——6月議会の陳情審査にて全員賛成で採択された訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書と同じく、国は現場の実情を速やかに受け取るべきと考えます。

人の命を預かる医療・介護現場での看護師や介護職などの社会基盤を支える方々の低賃金の問題は深刻です。

国が示す2.5%のベースアップは、対象条件が様々あり、全体の処遇改善には至っておらず、限定的かつ不均衡な事態となっています。

令和4年の時点での介護職員の賃金は、全産業平均と比較して依然として差がある状況です。結果として、2022年度は離職超過となっています。

このような状況下でも、介護を求める方——要介護者は、経済産業省の推計によると2040年頃まで増え続けます。

また、コロナ禍のような感染症の蔓延が再び起こる可能性もあります。

介護崩壊、医療崩壊を避けるために労働環境を整えることは国の責務であると考えます。よって、政府の責任において全額公費による追加の賃上げ支援策を実行することを強く求めて、賛成討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第8 発議第10号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 趣旨説明を求めます。

○3 番 (中塚礼次郎) それでは朗読をもちまして提案とさせていただきます。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のペア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実効性を伴う形で実施すべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記の事項について国に要望します。

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第11号 国の地方公共団体に対する指示権は附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議 長

趣旨説明を求めます。

○8 番

(大島 歩) 朗読をもって提案といたします。

国の地方公共団体に対する指示権は附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを求める意見書

6月19日、地方自治法の一部を改正する法律が可決・成立し、大規模災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個別法に規定がなくても国が地方公共団体に対し必要な指示ができるとする、いわゆる「指示権」が特例として創設された。

現在、国による指示は、平成12年に施行された地方分権一括法において、個別法の規定に基づく場合及び法定受託事務の違法状態を是正する場合に限定されており、地方公共団体との関係を対等・協力とする原則の中で、国の関与は必要最小限にとどめられている。

今回の法改正では、国と地方公共団体の対等な関係を維持し、国が指示権を行使する際は、事前に対象となる地方公共団体の意見の聴取に努めるといった附帯決議も付されたことから、地方公共団体の実情を適切に踏まえた運用が求められている。

よって、本議会は、国の補足的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることのないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを強く求める。

以上、御審議お願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○5 番

(桂川 雅信) 私はこの意見書案に賛成して討論に参加いたします。

この意見書案は全国知事会が地方自治法が改正した際に発表した声明を土台としておりますが、この改正案が本年5月10日の衆議院総務委員会で議論された際に知事

会会長は参考人として出席し、以下の意見を述べています。

1、国の補足的な指示については、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれる恐れもある。そのため、全国知事会として事前に地方公共団体と十分な協議、調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請してきた。

2、この結果、本法律案では国の法律的指示について国と地方公共団体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使することや、あらかじめ適切な状況把握や講ずべき処置の検討のために地方公共団体に意見を求めるなどの適切な処置を講ずるように努めなければならないことが規定されています。

しかしながら、なお、法案上、必ずしも明記されていないと考えられる点もあることから、今後の国会審議を経て制度創設に向かう過程において国の補足的な指示について下記事項を明確化するよう強く求めるとして次の2項目を求めています。

1、国の補足的な指示が現場の実情を適切に踏まえた処置となるよう、また地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、国と地方公共団体が事前に適切な協議、調整を行う運用とすること。

2、その上で、国の補足的な指示は、地方自治の本旨にのっとり、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること。

結果的に、この意見は法の条文としては規定されませんでした。審議過程で附帯決議として取り入れられ、採択となりました。

私は、個人的には自治法改正自体が必要ないものであったとする立場ですが、改正後の今の時点では、国は全国知事会声明の意見を反映した附帯決議を実行することを強く求めて、賛成意見といたします。

○議 長  
○7 番

ほかに討論はありませんか。

(島崎 敏一) 私はこの意見書に賛成の立場で討論に参加します。

この法改正は、既に可決、成立されているものの、一地方議員として到底受け入れられるものではありません。その理由は指示権が特例として創設されたことにあります。

大規模災害や感染症蔓延などの事態のために、災害対策基本法や感染症法など、既に個別法が地方自治法とは別にあります。それらの法の中に指示権を想定した条文があるにもかかわらず、個別法の想定を超える事態に備えるためだとして地方自治法に対して国の介入の幅を無限に広げられるよう指示権を創設することに強い違和感を持っています。

この法改正の理論に従うならば国が自治体よりも的確に状況を把握し指示を出せるということが前提になりますが、本当にそうでしょうか。想定外の事態のときこそ、現場である自治体と全国を俯瞰する国との迅速な対話、そして連携が求められるのではないのでしょうか。

不測の事態に対して国、自治体がそれぞれの役割を果たす必要は当然のことですが、肝腎なことは、そこに対等、協力の姿勢が共通認識として必要です。

○議 長

よって、意見書のとおり、地方公共団体に対する指示権は地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを強く求めて、賛成討論とします。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。したがって、本件については別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第11 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長及び議会広報委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件について各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長

9月定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本議会に提出をいたしました村税条例の一部を改正する条例等の3件の条例改正議案、建設改修工事の変更請負契約議案等3件の議案、令和6年度一般会計・特別会計補正予算3件の議案を議会開会初日にお認めいただきました。

また、教育委員、固定資産評価審査委員等の人事案件及び人権擁護委員の推薦について同意を求める4つの人事案件につきましても御同意をいただきました。

さらに、9月定例会期間中、最も多くの日数を費やして審議していただきました令和5年度一般会計歳入歳出決算等6議案につきましても本日お認めいただいたところであります。

改めて感謝を申し上げます。

決算特別委員会での審議の中で出されました質問事項等、事業実施に関する課題につきましては、報告書を関係部署において検討いたしまして、これからの予算執行、事業実施に当たり留意するとともに、緊急を要すると判断することにつきましては早期の補正予算対応を考えてまいり所存であります。

議会開会中におきまして村が実施し、または各種企業、団体等が村で行いました事業、イベント等につきまして、かいつまんで報告をいたします。

まず、9月13日、第23期農業委員となられました8人に辞令を交付いたしました。

19日には新しい農業委員8人と農地利用適正化推進委員8人により最初の農業委員会総会が開会し、農業委員会長に桃沢勝氏——この方は認定農業者、中通地区の出身であります。会長職務代理者に山田達也氏——田島出身であります。が選出され、活動をスタートさせました。

農地を将来にわたり効率的に利用し、地域の存続を図っていくために、地域の農業者、農地所有者を交えて検討してきました地域計画が来春にも出来上がります。この計画を基にしまして農業委員会の活動が活発に行われることを大いに期待するものであります。

19日には、今年99歳の白寿を迎える高齢者お二人、100歳を迎える4人の方の長寿をお祝いする敬老祝賀訪問を行ってきました。

村民であります米寿を迎える方につきましては34人、前年より3人増えております。白寿の方はお二人、前年から見ると3人減っています。100歳は4人、これは2人増えております。

なお、100歳を超える方は4人いらっしゃいます。この方々は、前年と変わらず、最高齢は104歳であります。

100歳の方は1924年——大正13年生まれで、大正から昭和に年号が変わる頃に生まれ、青春時代をアジア・太平洋戦争の中で生き、兵士として参戦してこられた皆さんだというふうに思いますと、改めて感慨深いものを感じたところであります。

21日は、リニア対策協議会の委員の皆さんで初となるリニア工事発生土を使いまして半の沢の砂防指定地内大規模盛土工事現場を視察した後、対策協議会を開催してまいりました。

盛土工事の進捗状況につきましては、ソイルセメント盛土部分が約68%、その上部の普通盛土造成が約9%、盛土全体に直しますと35%の盛土が進んでおります。

半の沢橋の直下に一部流動化が心配される地盤の土砂を入れ替える工事が終了したことによりまして、これ以後は発生土を転圧しながら積み重ねる工事が進んでいく予定であります。

盛土部分に登って元の地盤を見下ろしましと、かなりの高さまで積み上がった感があります。

11月以降、リニアトンネル工事の地山の軟弱な箇所での慎重な掘削が終了すれば、発生土の搬出が再び多くなり、半の沢、小和田地籍への発生土埋土工事が当初の予定

に戻る予定である旨の報告がされております。

協議会の議論の詳細につきましては、近日中に中川村ホームページに掲載いたします。

26日～27日につきましては、上伊那広域連合8市町村長で三遠南信自動車道飯橋道路工事区間第8工区橋梁の橋脚工事、昨年5月に貫通いたしました青崩峠トンネル工事現場を飯田国道工事事務所の案内で視察、静岡県森林組合天竜事業所の木材原木市場、富士山静岡空港旅客ターミナルビルでの認証木材を使った構造材、外壁・内装材利用の状況、山梨県身延町にある構造合板製造工場を視察してまいりました。

3年ほど前、外国材入荷がストップし、国産材価格が高騰するウッドショックが起き、林業が一時活気を呈した後、その反動で国産材市場は安値取引に戻っているとのことであります。

ただし、構造用合板の原料でありますロシア産針葉樹輸入が止まっている現状で、同等の強度を出す国産カラマツの運搬が容易で、かつ首都圏、名古屋圏の大消費地からの距離を考えて開設した身延町の構造合板製造工場は、将来性にかかなりの自信があるとの工場長の説明をお聞きしたところであります。

また、2050年のカーボンニュートラルを意識して、製造過程で大量の二酸化炭素を排出する鉄骨・セメント製造から伐採、運搬、合板製造過程でのみ二酸化炭素排出をする構造材に木材を利用した建築物に目を向けてほしいとの工場責任者のお話がありました。

新しい学校建設についても二酸化炭素の排出削減は意識すべき比較対象であるというふうに改めて感じてきたところであります。

27日～28日の2日間で第49回中川中学校牧ヶ原祭が行われました。文化祭のテーマは、「TYPE」——タイプで、TはThink——考え、YはSay——伝えて、PはPlan——企画し、EはEnjoy——楽しむとなっております、自ら考え、つくり、楽しむ文化祭にすとなっております。

私は出張のため、1日目の開祭式、フリーステージ等は鑑賞できませんでしたが、出席をいたしました副村長、教育長の感想は、テーマ、それからサブテーマ「～個性輝く最高のステージ～」のとおり、非常に盛り上がったステージ発表で大いに楽しめたというふうに聞いております。

ちなみに、2日目の吹奏楽部の発表、学年ごと混声合唱の音楽会はお聴きすることができました。

28日は、中川村ツツザキヤマジノギク保全協議会が主催し、午前中に陣馬形山での保護植生地観察会、午後には各地域における自然保護に係る活動報告と「伊那谷の豊かな自然を未来につなぐ」と題して絶滅危惧種指定のチョウ、ミヤマシジミの保全活動に携わり、かつツツザキヤマジノギク保全協議会会長を務めていただいております宮下直東京大学大学院教授の講演がありました。

ツツザキヤマジノギクはじめ天竜川にすむ動植物の保全活動にも注力する国土交通省、ミヤマシジミの餌となるコマツナギの生息地が広く残っている飯島町の保全協議

会の取組、宮田村のアサギマダラの里づくりの取組の報告を受けて、非常に考えさせられる講演会となりました。学術的な講演中は睡魔にかたない私も非常に興味深く、自然保護とは何か、今あるものを未来につないでいくにはとを考えさせられる講演内容でありました。

さて、先週は国政レベルでも大きな動きがありました。25日には立憲民主党の新代表に野田佳彦元首相が選出され、27日には自民党新総裁に石破茂元幹事長が選出をされました。

特に自民党新総裁は、実質、日本政府の代表である首相を担うことになり、これからの国内経済のデフレからの脱却、国際間での日本の立ち位置の明確化など、日本の進む方向を定めていく最重要なポストであります。

裏金事件に端を発した政治資金規正法は議論の深化のないお手盛り改正で決着した感がある中で、新内閣の組閣、国会召集後、早期の衆議院解散、総選挙が早くから取り沙汰されておりましたけれども、報道によれば、10月9日には衆議院解散、総選挙は15日告示、27日投票の日程を政権側が固めたとのことであります。

能登半島では元日の地震の片づけも済まないうちに豪雨災害が発生し、二重の大打撃を受けた方々、さらに傷ついたインフラなど、大変な状況があり、復旧対策を議論し、一日も早い対策にきちんとした手を打っていただき総選挙をされたらいかがかという思いをしております。

稲刈りもほぼ終了し、梨、ブドウ、リンゴ、柿など果樹の収穫に連続して移っていく中川村も秋と国政選挙で多方面忙しくなりますが、議員各位には、このようなときこそ体調管理に一層心がけ、それぞれに御活躍いただくことをお願いし、閉会の御挨拶といたします。

21日間の長丁場の審議、大変お疲れさまでした。

○議長 これにて本日の会議を閉じます。

以上で令和6年9月中川村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時04分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_